

日本自動車道株式会社 殿

### 伊吹山ドライブウェイ オフ会利用に関する確認書

本オフ会の申込をするに当たって、私、申込代表者は本オフ会参加者全員に以下の事項の認識を徹底し、本オフ会参加者以外の伊吹山ドライブウェイ（以下「ドライブウェイ」といいます）利用者に不便、不快感を与えないように心がけます。

- (1) ドライブウェイが道路運送法に基づく一般自動車道であり、道路交通法やドライブウェイの供用約款（以下「供用約款」といいます）を含む交通規則に従った走行が求められ、オフ会だからと言って例外は無いこと。
- (2) 伊吹山は「琵琶湖国定公園」内に位置していることをふまえて、屋外での火気厳禁や動植物の保護等のルールを遵守しなければならないこと。
- (3) 自動車道を不正に使用した方については、通行料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することがあること。
- (4) 本オフ会開催の為に指定された時間帯に占有を許可された駐車スペース（以下「予約駐車スペース」といいます）を申込書に記載の車両の駐車以外の目的に使用しないこと。
- (5) 以下の事項に該当する場合は利用できない、もしくは直ちにドライブウェイもしくは予約駐車スペースからの退去を求められる事がある事を認識し、貴社の指示に従うこと。
  - 1) 供用約款に記された悪天候による通行止めに該当する事象が発生した場合
  - 2) 事故、自然災害等のやむを得ない理由でドライブウェイの通行が困難になった場合
  - 3) 最終確認の取れた本オフ会開催予定時間を過ぎた場合で、予約駐車スペースを本オフ会参加者以外の利用者に解放する必要があると貴社が判断した場合
  - 4) 供用約款に定められたドライブウェイの営業時間外となった場合
  - 5) 法令、供用約款又は保安上の規定に違反した場合
  - 6) 他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある走行をした場合（過度な隊列走行、明らかな改造車による走行、ドリフト走行、低速走行車両へのあおり行為、等を含むがこの限りでは無い）
  - 7) 貴社の敷地内で公序良俗に反する行為をした場合
- (6) 前項1)乃至7)のいずれかが発生した場合において貴社の指示に従わなかった場合、今後のオフ会の申込を拒否される事がありうる事、ならびに悪質な行為と判断された場合は警察へ通報される事がありうる事。
- (7) ドライブウェイ又はこれに付随する貴社の施設、設備、備品、等を毀損した場合はその原因者にこれらを現状に復す、もしくはそれにより発生した損害を賠償する責任が生じること。
- (8) 貴社が提供するのは申込用紙に記載のある日時における記載台数の予約駐車スペースの事前確保のみであり、同時時間帯に他の駐車スペースに於いて本オフ会以外のオフ会が開催されている可能性があること。